

岩出市週休2日工事実施要領

(目的)

第1条 建設業界では、就業者の高齢化や休暇の取得が困難なことなどを理由にした若手就業者の高い離職率などから、将来にわたり社会資本を安定的に整備・維持管理していくために必要となる担い手の確保が課題となっている。このため、週休2日工事を実施することで、建設現場の就労環境の改善を図るとともに、若手入職者の確保・育成を促進する。

(対象工事)

第2条 週休2日工事として取り組む対象は、全ての建設工事とし、岩出市が指定する発注者指定型とする。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 現場作業が短期間（1ヵ月程度未満）で完了する工事
- (2) 単価契約工事
- (3) 災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある工事等（緊急の必要による随意契約工事等）
- (4) 現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事（学校の夏休み期間中での工事等）
- (5) その他、週休2日工事に適さないと判断される工事

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（休日）を行ったと認められる状態をいう。現場閉所（休日）は、土日に限定しない。

「月単位」の週休2日とは、対象期間において、28日（4週）を1期間として全ての期間単位で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

「通期」の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

- (2) 対象期間 現場着手日（現場事務所等の設置または測量等の実際の工事のための準備工事に着手した日をいう。以下同じ。）から工事完成日（完成通知書の提出日）までの期間をいう。ただし、以下の期間を除く。

(ア) 年末年始6日間及び夏季休暇3日間

(イ) 工場製作のみを実施している期間

(ウ) 工事全体を一時中止している期間

(エ) 発注者が対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）

- (3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。ただし、悪天候等により現場作業ができないと当日に判断した時は、作業開始前までに判断した場合に限り、現場閉所（休日）扱いとする。

(確認方法)

第4条 週休2日の確認方法は、以下のとおりとする。

- (1) 受注者は、週休2日を考慮した計画工程表を施工計画書へ記載すること。
- (2) 受注者は、休日等取得計画兼実施報告書（様式1）により、各期間の計画については開始日までに、実施については適宜（毎月）報告すること。なお、監督員から別途指示がある場合は、速やかに提出すること。
- (3) 発注者は、現場閉所（休日）の状況を工事日誌、週間工程表等の書類により確認する。
- (4) 発注者は、28日（4週）を1期間として1期間単位で期間内に8日間の現場閉所日があることを確認する。

（評価方法）

第5条 対象期間における週休2日の評価方法は以下のとおりとする。

- (1) 達成状況に応じた変更契約等に時間を要することから、現場着手日から工事完成日が属する期間の1期間前の末日までを対象に評価（以下「評価期間」という。）を行う。
- (2) 「月単位」の評価については評価期間の1期間毎における現場閉所日数で4週8休の評価を行う。
- (3) 「通期」の評価については評価期間における現場閉所日数を平均して4週8休の評価を行う。

（週休2日工事に要する費用）

第6条 当初設計金額は「月単位」の4週8休以上を前提とし、別表1～4の補正係数を適用し算出する。

（補足）

第7条 その他

- (1) 契約した工期の中で週休2日を実施するものとし、週休2日の確保を事由にした工期の変更は認めない。ただし、施工計画立案時に、工事条件等で明らかに工期内に週休2日工事を達成できないことが判明したときは、その理由を明示した書面により、工期の延長変更を請求することができるものとする。
- (2) 4週8休の達成にあたって、1週2休を確保できるように努めること。
- (3) 受注者は、以下の記載例を参考に、週休2日工事の対象工事であることを工事現場内の公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

週休2日工事

この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休2日（4週8休以上）の確保に取り組む工事です。

発注者：岩出市〇〇部(局)〇〇課

受注者：〇〇〇〇

- (4) 受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、法的措置及び入札参加停止等、厳正に対応するものとする。
- (5) 発注者は、現場着手までに週休2日を達成できない場合の減額金額を工事打合簿で受注者に通知する。
- (6) 発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、週休2日に満たないものは、達成状況に応じて適切に変更契約する。
- (7) 本要領に疑義を生じた場合または記載の無い事項については、監督員と協議するものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 6 年 7 月 1 5 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に積算した仕様書等については、なお従前の例による。

別表 1 労務費等の補正係数

	補正係数	
	【通期】	【月単位】
労務費	1.02	1.04
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.03
現場管理費率	1.03	1.05

※工場製作にかかる労務費や労務費以外の人件費は、補正の対象としない。

※労務費や機械経費が区分できない見積単価等は、補正の対象としない。

別表 2 土木工事市場単価の係数

名 称	規格・仕様	補正係数	
		【通期】	【月単位】
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキング ブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 （ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 （落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
	公園植栽	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01

※補正係数が設定されていない市場単価は、補正の対象としない。

別表3 土木工事標準単価の補正係数

名称	規格・仕様	補正係数	
		【通期】	【月単位】
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工		1.02	1.03

※補正係数が設定されていない標準単価は、補正の対象としない。

別表 4 下水道工事市場単価の補正係数

名 称	規格・仕様	補正係数	
		【通期】	【月単位】
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01
	取付管布設 及び支管取付工	1.01	1.02

※補正係数が設定されていない市場単価は、補正の対象としない。